

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ（厚生労働省委託事業）

平成 26 年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、平成 27 年 6 月 1 日から職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました。その結果、各々の事業場には、事業場の実態把握とその結果に基づき、実行可能な受動喫煙防止対策が求められます。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して支援事業を実施しています。その一環として、事業場の経営者、人事・総務・安全衛生担当者等の理解を図るとともにその進め方を提案する目的で、県庁健康福祉課と労働局の行政官を講師にお招きして説明会を開催しております。今年も下記の説明会を計画いたしました。事業者さまの奮ってのご参加を頂ますようご案内申し上げます。

記

対象： 事業場の経営者、人事・総務・安全衛生担当者等

日時： 平成 28 年 10 月 24 日、13：30-16：30

場所： 新潟ユニソンプラザ（中央区上所 2-2-2、025-281-5511）、大会議室（120 名）

内容：

1. 受動喫煙による健康への有害性（20'）
2. 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備（30'）
3. 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組（30'）
4. 受動喫煙対策に係る測定方法（15'）
5. 以上で説明会は終了となりますが、質疑応答（10'）及び個別相談に応じます（30'）

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。ファックスでも結構です。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部事務局鈴木誠事務局長

メール： marutakasuzuki@yahoo.co.jp

FAX 025-266-2270

申込期限：10 月 23 日

参加費：無料（配布テキスト等も無料）

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込書

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部事務局鈴木誠事務局長 宛

メール： marutakasuzuki@yahoo.co.jp

FAX 025-266-2270

10 月 24 日の説明会に出席します。

ご事業所・所属：

お名前：

ご連絡先：電話番号等：